

那珂市議会菅谷地内旧歯科ビル及び 土地の寄附に関する調査特別委員会記録

開催日時 平成30年8月28日(火) 午前1時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員	委員長	綿引 孝光	副委員長	古川 洋一
	委員	大和田和男	委員	富山 豪
	委員	花島 進	委員	筒井かよ子
	委員	寺門 厚	委員	小宅 清史
	委員	木野 広宣	委員	萩谷 俊行
	委員	勝村 晃夫	委員	中崎 政長
	委員	笹島 猛	委員	助川 則夫
	委員	遠藤 実	委員	福田 耕四郎

職務のため出席した者の職氏名

議長	君嶋 寿男	事務局長	寺山 修一
次長	清水 貴	次長補佐	横山 明子

会議に付した事件

菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項について
…これまでの調査の集約及び今後のまとめ方について協議

議事の経過(出席者の発言は以下のとおり)

開会(午後1時00分)

委員長 定刻となりましたので、お忙しい中をお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。
ございます。

開会前にご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。会議内の発言に際しましては、必ずマイクを使用してください。携帯電話をお持ちの方は、必ず電源をお切りいただくかマナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は16名であり、欠席委員はございません。定足数に達しておりますので、これより菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会を開会いたします。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

議長のご挨拶は省略ということで許可をいただきましたので、これより議事に入ります。
菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する事項についてを議題といたします。

前回までに当調査特別委員会は委員会を7回開催し、参考人1名、証人11名においていただき、旧歯科ビル及び土地の寄附に関する経緯について証言を求め、また、執行部

に關係資料の提出を求め、事實の確認に向け調査を進めてきたところです。

前回の調査特別委員会では、これまでの調査で得られた証言及び資料等を精査し、事實をまとめ、論点の整理をしていくこととし、正副委員長に一任というところでございます。正副委員長において、これまでの進めてきた調査内容を整理しましたので、副委員長から説明し、各委員からご意見をいただき、さらに、本委員会の調査の進め方についてご協議をお願いいたします。

まず、本委員会は公開して行うか、あるいは秘密会として行うべきかお諮りいたします。
花島委員 話す内容によります。特に、相続して後、寄附された3人のプライバシーの深いところにかかわるんでしたら非公開にすべきですが、そうじゃない部分は公開が原則ではないかと私は思っています。

遠藤委員 私も同じ意見でして、どちらかという、きょうは、そういうことであれば個人名は出さないで、論点整理したところを議論するというふうなことにすればよろしいのではないかと思います。

笹島委員 今までずっと秘密会議だったんですね。相続人とかで、そういうものの聞き取りという形だったんですけれども、これからはもう聞き取ることはないと思うので、全面公開、堂々と質問、議論をしたほうがいいと思うので。

副委員長 先ほど委員長のほうから、これから副委員長のほうでご説明するという話がありました。その中には、プライバシーにかかわるような文言というか、それは出てまいりません。

花島委員 議論の流れで、そっちに回らなければならないかもしれないときは、何かちょっと前もって発言者がそういう旨を言って、その場の議長の判断なり皆さんの判断で、その部分だけでも非公開にするという方法でとるのがいいかなと思います。

委員長 話の方向性がプライベートに関する部分が出てくるような内容になりそうな場合には、暫時休憩して、場合によっては秘密会に移すということで、では、本日のご意見やその他に関しましては、個人情報あるいはプライバシーにぜひともご配慮の上、協議あるいは発言のほうをお願いいたしまして、早速協議のほうに入りたいと思います。

それでは、副委員長のほうより説明をお願いいたします。

副委員長 前回、皆様のほうからこれまでの論点といいますか、その辺を整理して、最終的に執行部等に確認したいことがあったら、それを正副委員長のほうでまとめてくださいというようなお話でございましたので、私のほうで、これまでの証人喚問ももちろんでございますが、その前に昨年11月前にやった参考人として呼びしてお話を伺ったのもありますし、そういったのも含めて、非常に重要な部分と思われるところを議事録を拝見して全部整理をいたしました。

整理をして、私なりにちょっと表に、誰に対する質問で誰がどういうふうに答えたというものを全部ピックアップしました。A3用紙で51枚ございます。これは後ほど皆さん

のほうで、ちょっとコピーしてお渡ししてもいいんですが、もちろんこれはプライバシーの部分がたくさん入っていますので、これはできれば事務局に置いておいて、皆さんで見ていただくというのでもいいのかなと思いますので、いずれにしても、A3の用紙で51枚を全て議事録から抜き出しました。

それをもとに、今後もう一度この部分はきちんと確認しておかなければいけないものとか、それからこれまでの委員の質問に対してきちんとした答えをいただけていない、議事録を見ると、意外とそういうのが結構ありまして、その部分はもう一度、重要な部分ですよ、もちろん重要な部分ですが、確認をしておかなければいけないだろうと思うことが、今私がピックアップした中で三十数項目ございます。それを次回、執行部の方をお呼びして、最終的に確認という意味で答弁をいただきたいなというふうに思っています。

執行部の誰に答弁をいただくのか、それについては今私のほうで申し上げてよろしければ、氏名を言わないほうがよろしいのでしたら、役職のほうは今お話しできます。それをもって、次回、いついつ誰々をお呼びして、最終的な確認の意味の答弁をいただきたいなというふうにこちらでは考えているところであります。

質問は、具体的にこういう質問をしますというのは、これは余り前もってお配りとかお見せするものではないと思っていますので、当日皆さん方にはお配りしたいなと思っています。ただ、それは全て先ほど言いましたように、ここからこういう質問が当然必要だろうと思うことを私がピックアップしたのが三十数項目ですから、それのもとになった議事録を整理したもの、これは皆さんのほうで見ていただいて確認していただいて、例えば自分がこういう質問をしたいというふうにお考えであれば、次回、その質問を関連質問という形でしていただければいいのかなというふうに思っています。

花島委員 まず、これは今の話の中でどういう位置づけなんですか。これ、私から見ると……

副委員長 今お配りしたものでですか。

花島委員 はい。それと、質問項目は事前に配らないというんですけれども、そもそも百条委員会は、証人なりを呼ぶときに、事前に何を聞くかを明示して呼ぶことになっているんですね。ですから、それはもう当然、証人なり参考人なりは何を聞くかを明示しておかなければいけないですが、聞くほう、我々だって何を聞くかをはっきりさせておかなかつたら、当日まで見せませんという話は私は理解できない。2点、疑問です。

副委員長 まず、今、皆様にお配りした資料が一番もっとも重要だなと思う、これまでの質問と答弁、それから答弁者のお名前を記したものであります。ですから、これがそのまま次回、私どもで考えているいわゆる代表質問の内容になるということではありません。今までの質問と答弁で非常に重要なものをピックアップして挙げただけでございます。ですから、次回この質問をするとか、そういうことではありません。

それから、2つ目の質問内容、皆さんのほうで事前に全部提示しろということであれば、

それは私は別に構いませんが、それは、私は個人的にはそう思いますがということですから、皆様のご意見をお聞きできればと思います。

花島委員 もう一つ。質問内容の提示は求めたいですが、そもそも今までいろんな質問なり尋問なりして答えを聞いて、その一つ一つについて評価というんですか、議論がほとんどないんですよ。各委員は自分の思っていることを言っているわけですが、私は1個1個にはいちいち反応しなかったんですけども、今後聞くとなったら、今まで何を言ったのかについて、そこがおかしいとか、この評価は証人の勘違いじゃないかとか、そういうものが幾つもあると私は思っています。

それを評価といいますか、議論なしに、次これ聞きますというのは何かよくわからない。これ自身について言えば、私から見れば、重要な点が何点かは抜けています。

委員長 答弁が必要ですか。

花島委員 何が抜けているかというのと、1つは、一番下の行に、前市民生活部長の質問に、特措法によらなかった理由というのが書いてありますね。特措法は万全じゃないので、寄附してもらおうほうが市にとって有利と書いてあるんですけども、もう一つ大事なことを彼は言っているんですよ。要するに、特措法というのは、こういうやり方もあるというだけであって、こういうものに対してこうやらなきゃならないというものではないと証言しているんですよ。私はそれは正しいと思っています。それが抜けていますね。

それから、危険度の判断について、市長が感覚的なことを言っていることについては書いてありますが、建築課長が昭和56年以前の鉄骨造の建物のリスクについて、一般的な認識を述べていますね。そういうのは抜けていますよね。それ非常に大事なことなんです。もう一つは地震のリスクですね。市長が言ったのは、ただ単に危ないからと言ったんじゃないくて、地震の可能性も考えて言ったと私は認識していますので、なぜそういうのは抜けているんですか。

副委員長 それは先ほどご説明しましたとおり、今おっしゃったようなことをこれに全て書いています。ですから、51ページもあるので、あくまでもこれは主なものであって、結局これを1枚にはまとめられないんですよ。ですから、主なものとして私は出しているんであって、だから、それはごらんになっていただいて、漏れているのではなくて、入れられなかったというふうにご理解いただきたい。

花島委員 そうではないんですよ。私が言いたいのは、主なものという認識が間違っているということですよ。ここに書いてあることが主なものではなくて、私が今言ったことは、非常に大事なことなんです。それが抜けているというのが私は理解できない。

副委員長 そうですね。おっしゃるとおりだと思いますが、あくまでもこれは私が重要だと思ったところ、正副委員長にお任せというから、我々の認識といいますか考えでもってやらざるを得なかったということです。ですから、それに対して皆さん方がこういうことが抜けていると、私はこういう質問をしたいとかいうのであれば、これをごらんになっ

ていただいて、それを関連質問でされたらいかがかなと思うんですけども、どうですか。

花島委員 別にこれ、一旦出したことを怒っているわけじゃないんですよ。ただ、これがこのままで、これまでの主な結果がこれですという話にされても困るから私は言っているんです。言っている意味わかりますか。どうですか。だから、本格的な報告書にこれが主な内容ですからという話で書かれては困るということですよ、一言で言えば。

それから、主な内容としてではなくて、これまでの聞き取りで見えてきたことというのは、1つは、なぜ税金を払えなかったかとか、そういう関連ですね。ちょっとこれは今、公開の場なので差し控えますけれども、課税しなかった、というか課税したけれども、要するに払わずに終わっているということとか、そういうことの流れというのが全然整理されていないので、それは、私はこの委員会で整理しなければならないと思っています。これは意見です。

副委員長 先ほど言いましたとおり、次回また最終的な、これは私だけかもしれませんが、私は最終的な質問だと思っていますけれども、それを執行部の方々に確認の意味でお聞きしたいことが三十数項目あります。ですから、それを聞いた上で、その後、これまでもう一回その辺を評価されたらいかがでしょうか。それで、評価しないことには、もちろん報告がつかれないわけですね。ですから、それは今ではなくて、次回それを聞いた後にもう一回議論されたらいかがでしょうか。

花島委員 それでもいいんですが、次回の会議がいつごろになるかによって、単純に言えば、年間 200 万円養生だけでかかっているわけですね。この百条委員会がある程度決着つかない限り、市としてもなかなか手をつけられないと思うんですよ。絶対つかないわけじゃないですけどもね。だから、ある程度の目安というんですか、これから再度質問しようと思うなら質問と、それから、最終報告書をいつまでにつくるというおおよそのめどとか目標みたいなものを示していただかないと、ちょっと私は正直言って、今まで質問しているだけで、言われたことの検討とか評価はほとんどないと思っているので、その辺を危惧します。もうそろそろ1年になっちゃいますから、ぐずぐずしていると。

副委員長 すみません、今、私が委員長から説明を求められておりますのは、皆様から依頼された論点を整理して、どういう質問を誰にしたらいいかというのをまとめてくれということで、今、私はそのご報告をしておりますので、今後のことについては、またこちらでも委員長のほうで、きょうの中で多分入っているかと思っておりますので、そのときにまたご意見をいただくということによろしいですか。

花島委員 今、私、古川副委員長を責めているんじゃないんですよ。全体の中でどういうふうにするかという意見を言っているだけなんです。だから、いつ次、質問しますじゃなくて、どのくらいの頻度でやって、どうかというぐらいのものでもいいですから、それを先にやって、じゃ、次の質問をいつやる、参考人ですか証人ですかわかりませんが、

市の職員を呼んで聞く会議をいつごろ持つかというのは、その次の話になると思っ
るので、それを先に聞きたいというだけです。

ずっと先になるようでしたら、今これまで出ている証言なり参考人の見解なりをベー
スに若干の議論をしていかなかったら、なかなか先へ進まないと思はるから言っ
ています。ですから、皆さんに言っているといっいい。古川副委員長を責めてい
るのではなくて。

委員長 要するに、今まで7回の委員会を開く中で、証人の方とかいろいろな方の意見、ある
いは執行部の方の答弁とかいろいろ話を聞いてきて、とりあえず一回、論点の整理とい
いますか、どういうふうな話の流れで来ているのかというのを一回、議事録を中心
に精査して、それをもとに、今回の委員会では、最終的に執行部に対してどうい
うふうな確認をするのかというふうなことを煮詰めるために、本日こうしてお集
まりをいただいたつもりなんですけれども。

それと、次回の委員会は、もしきょう具体的な内容が大体方向性が決まれば、
できれば9月定例会末ぐらいまでには、できれば開催したいなというふうには考
えておるところでございます。

ですから、きょうは今までの経緯を副委員長のほうが中心に議事録から拾っ
ていただいた五十何ページの資料があるわけなんですけれども、これはさっきの
説明のとおり、いろいろ内容がたくさんあるので、簡単にピックアップした紙1
枚だけは皆さんにお配りしたところなんですけれども、だから、その辺をき
ょうの協議で整理をしたいなというふうに思っていたんですけれども。

花島委員 話が矛盾しているんですよね。だったら、ここの部分がこういうこと
がまだ聞き足りないという話がなかったら、議論にならないと、私はこうい
うわからないことがありますと言っているけれども、全然それを示さずに、
次、参考人なり証人を呼びましようと言われても、ちょっとわからない
ですね、言っている意味が。きょうは何をしようとしているのか。

ただ委員長、副委員長にお任せで、次の質問者と質問内容を決めさせて
くださいと言っているだけなんですか。

委員長 暫時休憩します。

休憩（午後1時20分）

再開（午後1時24分）

委員長 それでは、再開いたします。

副委員長 先ほど花島委員のほうからもありましたけれども、先ほど言いま
したように、今、私のほうで考えている三十数項目を皆さんにこの場
でご提示すると、皆さんがそういうことであれば、それはそれで構
いませんが、きょうお配りした主な答弁、ここは私が非常に重要な
ことだと思っピックアップしたわけです。それは、危険度の判断はど
うや

ってしたのか。ここにもありますよね。資力の有無はどうやって判断したのか、それから、解体費用とか売却収入の根拠とその辺の採算性はどうかという部分、それから、寄附の条件、市は条件としてそれを言葉にして提示したのか。それを受けた相続人側は、その条件を提示されたのか。それから、寄附そのものが違法かどうかは別として不適切であるというご指摘も今まであったわけですね。不適切ではないかというものに対してどういう答弁だったかとか、それから、市長の特命事項にもかかわらず、報告を受けていないということも今まであったと。そして、今後のことですけれども、危険ならば、今後そういう基準もないのに寄附を受けるのかという質問もあったと思います。それから、負担つき寄附に関する見解について、これはいわゆる法的な解釈もあるかと思いますが、それに対してはこういう答弁があったと。特措法によらなかった理由はこういう理由ですというような。

それを長々と書けば、先ほど花島委員が言った、こんなことも言ったよねというところまで本当は書かなければいけませんけれども、それが書けなかったので、簡単にまとめたということであって、この重要な事項、これに関してもう一回この部分は聞いておかなければいけないよねというものが30項目ぐらいあるということです。ということをお私にご説明をただけです。

花島委員 何か基本的になんか認識が違う感じがするんです。重要だということからは重要だけれども、私にとっては重要じゃないのがたくさんあるし、さっき言ったように、私にとって重要なことが幾つも抜けているんですよね。36項目出せと言えは出すというのは、そんなことは言っていないで、さっさと出したほうが話が早いんじゃないですか。早く出したほうが話が早いんじゃないですか。こういうことを聞きたいという。だって、そもそも証人たちにだって、こういうことを聞きますと出さなければいけないんですよ。今までやっていないんですしたら、それはおかしいんですよ。百条委員会にかかわる法律ではそういうことになっていますから。だから、これからこういうことを聞くという証人を呼ぶのに、私たち委員が何を聞くかわからないなんておかしいじゃないですか。それに質問項目によっては聞くまでもないでしょうということだってある。

委員長 ですから、それを皆さんからご意見をちょうだいして、まとめようという話なんですけれども。

笹島委員 話に水を差すようなんですけれども、これ、リストはわかります。今までやったものの証人喚問して、質問して、答弁いただいたということの矛盾点の追求ね、これは。これ永遠にやったって、こんなもの、どうしようもないよね。本家本元は、この法律に市として違法性はなかったのかどうか。3つに分かれると思うんですね。先ほど言ったとおり、固定資産税を本当に免除して課税されなかったとか、それからなぜ寄附を受けて、売却云々で元を取ろうとしていたと、これはもう一つ言えば、本当に最初から解体ありきだったのかという、本来の大もとだけ本当は追求してほしかったんですよ。それを

ぎゅっと濃縮してまとめて、最終的に市役所は違法性がないのかと、あなたがやった行動は違法性がないのかと追求したかったんですね、本来はね。

こういうふうにして三十数項目も質問して答弁してというのをまた同じようなことをやったって、何年かかったって同じです。それに対してどこか矛盾点がないのか云々とかいう、向こうはもう記憶にない、それから私は言った覚えがないとかという、同じことを長時間かけてやると思うんですよね。ですから、そういうことじゃなく、大もとのものをやはりまとめて、そこで矛盾点があるんなら執行部はまだいるんだから、そこに問題点を投げかけていくと、もうさんざんやってきたんですから、証人喚問の人が来て。

ですから、もうそれはよしとして、次の段階に、これはどうだったのかということをもとめてどんとぶつけていくということをやっていたらいいなと思うんですが、どうでしょうか。

副委員長 おっしゃるとおりでございますので、私が考えている三十数項目の質問に、ああ言った、こう言った、話が違うじゃないかという質問はありません。我々委員会として、報告を最終的にまとめるというか、そのためにどうしても聞いておかなければいけない、我々の判断する根拠がまだ正式に回答をいただいていないものと、そういうものが幾つかあったので、それが三十数項目あったということでございます。議事録を整理しておりますと、例えばA議員さんが言ったことに、何かこういう言い方は失礼かもしれませんが、話をすりかえるように、全くそれに答えていないようなこともあるんですよ。ですから、答えていないのもう一回答えていただきますという、そういうことを考えています。整合性がとれていないからどうなんだ、どうなんだで、どっちが正しいんだなんていう質問は考えておりません。

寺門委員 今話にありましたように、もう今の段階は、既に調査事項は終わったよということなので、じゃ、調査事項に対してどういう評価をしていくんだと、委員会として事実をどういうふう認定していくのという段階だと思うんですね。今のお話ですと、それは代表して委員長、副委員長にお任せして、重要なものということでピックアップというようなことを我々がお願いをしました。実際は1ページではなくて、51ページありますよということなので、私たちが本来は議事録も全部目を通して、いちいちチェックをして、副委員長の意見とはまた別な意見をそれぞれ皆さんお持ちだと思うんですね。じゃ、最終的に評価をするために何が必要なのというところが今回、じゃ、もう一度聞けるところは聞きましょうということだと思うんですね。

ですから、委員会として結論を出すための次のアクションになるわけで、そこをきちんと押さえておきましょうよというのがきょうだと思うんですね。ですから、正直なところ、あと33項目わからないと、我々全部目を通し切れていないので、私は通していないので、ちょっと最終的な評価というのは、もう一度聞く、調査の機会を設けるということになるんですけれども、それに対してちょっとどうかなと。もう一度ちょっとしつか

り見て、もう一度話し合う機会を設けるとというのが、今までのお話では、ちょっと節約しましょうねと、効率的にやりましょうねということだったと思うので、その辺はきちんと押さえなければいけないものですから、あと 51 ページを見る時間と、全部お願いというわけにはいきませんので、またそれぞれ違う項目も皆さんあるでしょうから、当然聞く調査の段階については、事前にこれこれを聞きますという話はしておかなければいけないと思うんですね。

ということなので、じゃ、次の段階、スケジュールとあと皆さん我々ももうちょっと時間が欲しいので、かといって、最終、これも 11 月、12 月まで持っていくのかということではないと思いますので、ちょっと事情的にメンバーの変更等もありますので、その辺は考えて、評価の事実認定をして、こういう要望をするんだと、笹島委員がさっきおっしゃいましたけれども、そういうところまで描いていただいて、それを詰めていただきたいと思います。

委員長 では、そういうことで、とりあえず次回の日程をいつごろ計画したほうがいいのか、ご意見ちょうだいしたいと思います。9 月定例の最後の週の 18 日、19 日が休会日なので、このあたりかなという思いなんですけれども、あるいは、20 日の全協終了後とか。いかがですか。

（「何か終わった後がいいね。全協が終わった後とか」と呼ぶ声あり）

委員長 いかがですか。

遠藤委員 いろんなお考えがあるとは思いますが、ちょっと次回の内容がどれぐらいになるのかちょっとわからないなと思うので、何かにくっつけてやるのも一つですが、ゆっくりじっくり時間をとってやるのも一つかなと。別に切り離してやるのもいいのかなというふうには思います。

あと、日程もさることながらなんですが、そもそも次回は何をするかということだと思いますが、これは既に何人か委員さんがお話いただいたように、今まで最初、どういう経緯でこういう寄附が行われたのかというのが不明なのでこの委員会を設置したわけだと思いますよね。それで、関係人、参考人をお呼びをして、それぞれにお聞きをして、そうすると、その以前に執行部が言っていた内容と食い違いがやっぱり幾つか出てきているので、それをそのままにしてはおけないから、こういうふうに証人の方はおっしゃっているんだけど、実際どうなんですかというふうな確認作業は当然必要だと思いますし、また、私も聞いた中で覚えがあるのは、この資力の問題にしても、聞いたならば、市長はわからないと、それは調査が必要だということで、後でまたお答えしますと言ったんですね。

なので、そういうふうにおっしゃっている以上は、また、我々議会に提出されているものが相続人分全員分の資料が出ていないということ、この事実をこのままにはやっぱり置けないわけですね。ですから、これはどうしたんでしょう、また、調査が必要だと

いうふうなことでしたので、どうしたんですかというような話も聞かなければいけないと思うんですね。

ですから、お呼びする方は対象を絞って、先ほど三十何項目ということではありますが、その中でも、柱は例えば資力の問題とか、解体の話が出ていたか出ていないかの条件の問題であるとか、固定資産税をその後、本当に課税しているのかどうか、そういった例えば3つ、4つ、5つぐらいの大きな柱をある程度ちょっと絞っていただいて、それに関係する市の職員の方というか、関係の方をここでもう限定をして、今度開催するときは、その方々に証人喚問というような形でお越しをいただいてというふうなことなんでしょう。

そういうことをじっくりやるとすると、例えば全協終わってからの午後の半日で大丈夫なのかどうかちょっとわからないので、であれば、18日、19日があいているのであれば、どちらかの日に午前中からでも開催をして、午前中でも終われば結構ですし、状況によっては午後も使えるというふうな余裕を持った日程のほうがしっかりとした、多分次回のこの委員会は恐らく非常に重要な委員会になると思うので、それぐらいの日程をとって、きちっと今までの論点整理はこの委員会で議論をしてやるべきなのかなというふうには考えます。

委員長 いかがでしょうか。

助川委員 市民目線から言わせますと、もう1年近くになってきますので、今定例会で最終の報告をまとめ上げるというようなことを考えた上で、次回の委員会は開くということではいかがですか。ですから、途中の時間を利用して百条委員会を設定するというのではなくて、1日丸々かけて最終報告をまとめ上げるというふうなお考えのもとに、正副委員長にお取り計らいをいただければというふうに考えます。

花島委員 助川委員に質問なんですけど、今、定例会とおっしゃったのは、今期の、つまり9月議会でおっしゃられたんですか。

助川委員 加えますと、次回を考えた場合には、議員の皆さん方の中でもちょっと顔ぶれが変わる可能性もありますので、その辺のところを考慮した上で、全員の皆さんが初めてこの委員会を始められたわけでありますので、私どもの責任で最終の報告をまとめ上げるという思いで取り組んでいただければというふうに思いまして、発言をさせていただきました。

花島委員 2つ申し上げたいんですけども、1つは、助川委員の意見に私は基本的に賛成なんですけれども、ただ実際に、話がまとまっていくかどうかが心配なんです。できれば私もそうしたいと思っています。そもそもこれ、始まったときに4カ月も6カ月も半年もかけるつもりは全然なかったのに長引いちゃっているんで、その点では賛成ですが、そのためには、さくさく議論をして意見の相違は意見の相違ではっきりさせながら進めなければならぬかなと思っています。

もう一つは、助川委員の意見じゃなくて、要は、次に何をやるかですよ。喚問するならやっぱり何を聞く、つまりここがこういうふうに曖昧だったからとか、ここがこういうふうにわからなかったからというのを出さなければ、次、36項目もやるのに私は賛成できません。本当だったら、一旦ここで中間総括みたいなことをやって、今までどういう答えがあってどういうふうにして、ここにわからないところがあるとか、ここはこういうことだったんだなみたいな、この委員会の中での評価というか分析があって、じゃ、次ここを聞きましようという話になるんだと思うんですが、今まで、委員個々には意見は言っていますけれども、そういう議論なしでずっと進んでいますよね。むしろ避けているというか、私から言えば。それでまた質問というのは、私は納得できません。質問される呼び出されるほうはストレスですからね。ただ、誰かにちょっと話を聞くのとは違いますから。その辺よく考えていただきたいと思います。

繰り返しになりますけれども、36項目質問したいというのであれば、これこれこういう理由で誰それに、36じゃなかったか、いいや、数は間違ったらごめんなさい。その項目を全て見せていただきたいです。皆さんの中にそういう観点でこれを聞きたい、じゃ、こういう聞き方でいいのかという皆さんの意見だって別にあるかもしれない。それを今まではその場で主な質問の後やっていたわけですからけれども、今回最終になるでしょうから、その辺きっちりやっていただきたいと思います。

勝村委員 今、花島委員も言ったように、大体もうこの辺で、もう1年近くなるわけですから、結論を出すような時期にも来ているので、次回のこの委員会をやる場合には、朝から大変時間がかかると思うよ。要するに三十何項目もある、それを1つずつやっていくんじゃないで、それを私の今の理解としては、これがあるからこれで、その後そのほかに三十何項目ある、それを関連質問として質問していくというような形のわけでしょう。ということは、かなりの時間がかかると思うんですよね。それをやっていけば、1時間、2時間では終わらないかな。そのくらいの時間的なものがかかってくるんだから、それとまた、早目にこの結論を導き出していくということになれば、今度、質問した、回答が出た、今度それを我々も検証していかなくてはならない。それで結論を出すと。それを今期定例会でというのは難しいと思うので、できるだけ早くやるということであれば、この定例会の休みの日とか、あいている日、そこを朝からやっていくような形でやらないと、これは進まないと思うので、その辺は委員長、副委員長でよく考えて進めていただきたいということです。

委員長 さっき、私も18日、19日の休会の日、あと20日の全協の後という話もしちゃったんですけども、やはり今の勝村委員の発言のとおり、質問の数からいっても相当時間のかかることも予想されますので、できれば1日とれる18日、19日あたりのほうが無難なのかなという感じがいたしますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

(「できないでしょう」と呼ぶ声あり)

遠藤委員 はい、あると思います。ただ、それ以外の部分で、幾つかやっぱり行政の事務事業として適性だったかどうかというのは幾つか観点が出ていると思いますので、それに関しては、当然この百条委員会の中で、我々委員でお互いで意見を出し合ってまとめていくということになるんだと思いますね。

(複数の発言あり)

遠藤委員 このきょうの資料によると、寄附の条件について、市側で元部長と課長で意見が割れているところはありますけれども、これは先ほど副委員長がおっしゃったように、別にこれで質問するというじゃないという資料だと解すれば、私の中では、市が言っている寄附と解体はセットと考えていただいて結構だという答弁があり、なおかつ、今度は相続人側のほうで、これは市で解体する、また税金も免除と理解をしていたという話があるわけですね。ここの部分というのは、税金を免除するとかというふうに言った覚えはないと市は、これはこの課長はおっしゃっていますけれども、これが本当に市側の見解なのかどうかというのは、改めて市長とかには確認はしていないんですよ。

ですから、そこらのところというのは、詳細には把握していないとかという答弁だったので、ここのところというのはもう一度確認をして、本当にそうなのかどうか、これはやっぱり確認する必要があるかなと私は思っています。

笹島委員 私はちょっとわからないです。初めてで、この百条委員会というのは、要するに結果として市側に対して違法性があったかどうかということをお我々が調査するというのが百条だよ。じゃないの。

(複数の発言あり)

花島委員 正式な発言としてちゃんと言っておきたいんですが、調査もいいんですけども、木を見て森を見ないという形が多いんじゃないですか。要するに、全体でなぜ、例えば税金が免除と言っている、言っていないみたいになったのはなぜなのかとか、何で3人の相続人がいて、すんなりなかなかいかなかったのかとか。それを全然検討なしに、ただ誰それがこう言った、誰それはこう言っていないというのは、全く僕はちょっと大事なことを見落としていると思いますね。

それから、寄附の条件についていえば、それは負担つき寄附という96条でしたか、地方自治法のある条項の1項目に対してどうかということから来ているんであって、解体がセットであるかどうかなんていうのは、やっぱりその解釈と絡んでいるんですよ。だから、一方で、違法、違法じゃないみたいな話もそうだけれども、それを無視して市が解体する約束だったとか、そんなのは大もとのことを忘れていたら意味がないと私は思っています。

ですから、何を聞きたいのかやっぱり示していただきたいですね。遠藤委員は今自分の聞きたいことを言いましたよね。だからそういうふうなのを出してもらって、これは聞

く必要があるとか聞きたいとか、聞く必要がないとかという議論かなと私は思っているんですが、出てこないうちには僕は議論はできないし、賛成はできません。次の証人なり参考人を呼ぶのに。

笹島委員 そもそも議論は、今言っていた空き家条例も特措法ができていたかできていなかったかわからないけれども、何で市がかかわったのかということ、こういうことがわかるのを前提として、ほかの市町村は全くこういうことをやっていないですよ。どこの例を見てもね。何でこういうことを、この那珂市だけやっているのかと、特殊なんですよ。私それがわからないんです。だからそこはどうなんですか。そういうのは別に追求する必要はないんですか。

花島委員 寄附を受けてという話は、私はほかで知りませんが、私自身が民間地にがけ崩れのおそれがある場所に、那珂市じゃないですけども、市が大きな擁壁をつくったという実例を知っています。自分の実家のそばでしたから。それは住民からうちの家も含めて、要望があったけれども、民民の場所だということで、横浜市は全然やってくれなかったんですけども、横浜市というのは丘陵地帯が結構あって、ほかの場所で事故なんかがあって、あるとき2回に分けてやってくれましたね。かなりお金使ったと思いますよ。

だから、それは行政の判断であって、その判断が妥当かどうかというのは僕はあると思いますし、リスクは、これは公のものじゃないんだから知らん顔しろというのも議論だけれども、違法かどうかという点では、全然僕はそんなことはないと思う。その判断が妥当かどうかの議論をすればいいんだけど、ただ、この百条委員会で残念なのは、そういうところが欠けているんですよ、正直言って。危険かどうかを無視する方がいたり、手続論だの法律論だの、それだって法律論的に全然しっかりしていない。それは私、非常に残念に思います。

以上。

委員長 休憩しますか。それでは、15分休憩。再開を2時15分といたします。

休憩（午後2時00分）

再開（午後2時15分）

委員長 それでは、再開をいたします。

今までのいろいろご意見出ましたけれども、ほかにご意見ございませんか。

萩谷委員 先ほど18日か19日4どちらかという、またやるというお話になりましたよね。そこでは、本当にまとめて重点的なこと、報告書をつくるということで次回はやったらどうでしょうか。それでもう、あと1回で終わりにすると。これが大事だと思いますよ。いつまでも、確かにきりがなくてどんどん、今までも証人喚問でも、かなり質問と答弁とやってきました。その中でまだ疑問点があるかもしれませんが、すれ違いも多少、そういうのをまとめて、ほんの少し、それでまとめ上げちゃうということしかないと思いますよ。これもそうですけれども、こういういっぱい全部並べてやっていたって、

これ報告書になりませんし、だから、これはこれで1回聞いているし、言った言わないとか、すれ違ったとかいうんじゃないくて、ある程度の本当のずれがあるやつをまとめ上げて、やっぱりあと1回、次回にしっかりとまとめて、この9月定例会中に終わらせるということでどうでしょうかね。

委員長 ほかにございませんか。

笹島委員 そうすると、具体的には、執行部が9月18日か19日どちらかに出席できるということを確認した上で……

(「18、19、執行部が出られるかどうかわかりませんので、一任をいただいて」と呼ぶ声あり)

委員長 それを確認するのにちょっと時間をいただくということで、正副委員長一任ということで、18日、19日の方向で執行部のほうに確認したいというふうに思っております。

(「了解しました」と呼ぶ声あり)

勝村委員 執行部に確認するというけれども、誰なの、相手。これをきちっとしなかったら、予定も何もできないでしょう。そこをはっきりして。

委員長 勝村委員のおっしゃるとおり……

副委員長 ですから、先ほどお名前言いましょうかというふうに。では、よろしいですか。私が先ほど考えている三十数項目の質問をすると仮定した場合に、お呼びしたい方の名前を申し上げます。役職だけでもいいのかな。最初の税務課長、元部長の方。わかりますか。最初の税務課長、前々市民生活部長……

(「名前を言ってもらわないとわからない」と呼ぶ声あり)

副委員長 個人名称は、よろしいんですか。

(「一般の方であれば日にちをおかない」と呼ぶ声あり)

副委員長 よろしいですか。〇〇元部長、それから、平成28年度寄附決定後、いわゆる不動産評価審査会で寄附の決定をしましたが、その後の土木課長及びその登記を行った土木課の担当者、これは相続の関係です。それから〇〇前市民生活部長、それから〇〇元税務課長、それから市長、それから現副市長、もう一度復唱します。〇〇元部長、平成28年度の土木課長及び担当者、それから〇〇前市民生活部長、それから〇〇元税務課長、市長、現副市長、以上です。

花島委員 何を聞くというのをさっきから何度も私聞いているのに、全然答えてくれないので、それだったら誰を呼ぼうが私は反対です。はっきり何を聞くかを言ってください。

委員長 その件に関しましては、今まで証人の方をお呼びするときも、恐らく菅谷地内旧歯科ビルの調査に関する寄附に関する事項みたいな形で具体的に何をどう聞くまでは多分そういう話はしなかったような記憶なんですが。

花島委員 それでしたら、ほとんど違法だと私は思いますよ。そんなのただ何々に関する事項だけで呼ぶなんていうのは。具体的に何を聞くという質問項目があるんでしょう。それ

を何で示さないんですか、これこれを聞きたいと。事前に参考人なりに漏れて口裏合わせをされるのが怖いんですか。

遠藤委員 それ、別に違法ではないです。というのは、今までの相続人とかそういう関係の方をお呼びする文書にも、そんなに事細かに書いていません。これは事務局にそういう文書を見せていただいても多分大丈夫だと思いますが、この件に関する事ということぐらいしか今までもそういう文書でしか出していません。なので、違法とまで言われることはないと思います。

花島委員 違法かどうかは、私、引きますけれども、だけれども、そもそもちゃんとした答えをもらおうと思ったら、こういうことを聞きたい、だから話してくれというふうに出すわけでしょう。それはこれこれについてだけですか。違うでしょうよ。実際頭の中にはこれがわからないという項目があるんでしょう。それを何で示さないんですか。しかも我々にも示さないってどういうことなんですか。まあ、いいですよ、出さないなら。私は呼ぶのに反対です。出さないなら。

副委員長 私は何度も申し上げております。もし皆様が必要だというのであれば、幾らでもお配りしますよと。私は先ほどからそう申し上げている。ですから、皆さんからご意見なりご要望があれば、私はいつでもお配りしますよということ先ほど言ったと思うんですけれども。

花島委員 私1人の要望だったら出せないということですか。だったらいいです。私はやっぱり反対です。それで終わりです。出す必要ないです。反対しますから。

委員長 ほかにございませんか。

中崎委員 これ元部長、呼んで体調不良で欠席したんだよね、2回目は。これ、また呼ぶの。

委員長 ただ、今お名前挙げた方に、例えば……

中崎委員 お呼びしたいのね。行けないですよと言った場合はしかたないということね。証人で呼ぶの、それとも参考人で呼ぶの。どっちで呼ぶの。

遠藤委員 これはとにかく証人ですよ。ただ、以前には証人として出席できないという正式な理由があったわけですよ。だから前回は当然おいでいただかなかったと思いますが、それは今でもそういう状況だというのは、何か事務局かなんかで確認しているんですか。

(「一般の方ですので、わかりません」と呼ぶ声あり)

遠藤委員 であれば、これはその都度だと思いますし、体調というのはそのときにもよるので、もしかしたら回復している可能性もあるし、もしお呼びしてもう無理なのであれば、それはもう粛々と無理ということで、それでやるしかないんじゃないですか。

中崎委員 もしこれ、証人として呼ぶと、都合が悪くて出られませんというときには法的なものに訴えるの。そこまでやるの、この百条委員会で。1回来ているよね。もう一回来て説明してくれるといえればいいけれども、もう結構ですと、都合が悪くて出られませんと

いったときには法的なものに訴えて、それでも呼ぶの。

遠藤委員 それに関しては、前も何遍か議論していると思いますが、議会がその理由を正当な理由と判断できなければ告訴しなければならないということになっていますので、都合が悪いということでは、多分正当な理由としては認められないというふうに思います。

中崎委員 じゃ、告訴するということですね。もし、正当な理由がない場合は。

福田委員 これ、何回も呼ぶということも、もうちょっとやっぱり慎重に考えなくちゃならないと思うんですよ。なおかつ、これ1回全部、調査は大体終了していると思うんですよ。その中で疑問点があるわけでしょう。その疑問点をちゃんとピックアップして、そして報告書にまとめていく。それが法律的にどうかということは、これは我々の範囲じゃないと思うんですけども、もうそういう段階に来ているものをまた振り出しに戻して、また云々ということもいかなものかな。どうなんですか。その辺については。

副委員長 これも先ほど申し上げたような気がするんですが、決して振り出しに戻すのではなくて、聞いているけれども、答えていなかったとか、そういったものをもう一回改めて聞くということであって、今、福田委員、調査が完了しているとおっしゃいましたが、完了はしていないと思うんですよ。完了させるために、最終的にもう一回確認をさせていただきますという形だと思います。

福田委員 だから、それは報告書にこういう質問をしたんだけど、答弁が求められなかったと、答弁しなかったよと、はっきりうたっちゃえばいいんじゃないですか。それを市民の皆さんはどういうふうに判断するかですから。あるいは、例えばそれが法的に云々といった場合には、それは司法の判断に委ねると。それでいいんじゃないですか。私はそういうふうに思うんですよ。

委員長 ほかにご意見ございませんか。

木野委員 私も証人に関しては、もう結構皆さん、あのときかなり緊張していると思うんですよ。また同じことと呼んで同じことを聞くというのは、何のために議会として聞くのかということ、ちょっとよくわからないというか。今やっぱり福田委員言いましたけれども、もう今までそういう方向性が出ているわけですから、それをまとめて議会としてはこういうふうに思っているというふうに出して、まとめて出せばいいことだと私も思います。

副委員長 中には同じことをもう一度再確認ですよと、これは重要ですからねということでも聞かれる方も、私が聞かなくても、聞く方もいるかもしれません。でも私は先ほど言ったように、こう言った、ああ言ったとか、同じ質問をするつもりは、私はありません。

木野委員 確かに同じ質問は出ないかもしれませんが、ただ、今のやっている雰囲気を見ると、同じ意見が出てくるのかなというのがちょっと見えてくるところも、個人的な部分ですけども、感じます。ただ、最終的に、さっき中崎委員も言っていましたけれども、もし全員来られなかったとかという場合もあり得るわけですよ。そういったこともどうなのかなというのは私自身も思っております。

以上です。

中崎委員 今、福田委員も言ったように、これ、報告ですから、報告書を書かなくてはならないから、矛盾しているところがあるかもしれない。でもそれを並記して、この委員会ではここまでですよ。市長はこう言ったけれども、こう言ったあれがあるんじゃないかと落ち度があるんじゃないかと、それを並記して議長に対して報告すればそれでいいんじゃないですか。最後の最後まで1つの意見に集約して、完璧なものを求めて正確に出ないんですよ。数学みたいに1つの答えが。市長はこう思っている、我々はそうじゃないだろうといったって、だからその辺、あるいは証人もそう、もちろん証人が出てきた人も矛盾点がある、弁護士に言わせると。だから両方書けばいいじゃないですか。議会としてはこういうふうに質問したんだけど、執行部側はこう、証人側はこうと、なかなか整合性がとれないけれども、それでも報告書としてきっちり出せばいいんじゃないんですか。最後の最後まで1つの答えを求めようとして出したらば、これ大変なことだと思いますよ。

副委員長 私もおっしゃるとおりだと思いますが、そういう質問は私はいたしませんと説明しているつもりなんですけれども、ごめんなさい、私の言い方が悪いのかな。ですから、こっちがAと言っている、こちらはBと言っている、どっちなんだ、はっきりしろよと、うそついてんじゃないぞとか、そういう質問は全く考えていません。

中崎委員 じゃ、何を聞くの。委員が言った質問に対して、執行部が答えていないから、そこをもう一回聞きたいということ。

副委員長 質問に答えていなかったりとかね。

中崎委員 いいんじゃないですか、それでも。執行部に対して質問したんじゃないで……

副委員長 こっちが正しいというのを問い詰めるような質問はしませんということです。

中崎委員 質問したんだけど、答弁としてはなかったと。それでいいじゃないですか。違うの。こういう議員さんがこういう質問をしました。大事な質問をしました。ところが、その答えについては執行部からの答弁はありませんでしたと。それを報告すればいいじゃないですか。それが事実だから。

遠藤委員 いや、でも、少なくともさっきも言ったように、資力の問題に関してなどは、市長はそれはわからない、担当に説明させる、さらなる調査が必要だとおっしゃっていました。なので、このまま終わらせるわけにはやっぱりいかない部分は、少なくとも私の記憶では、市長の資力のコメントにはありますね。そのほかの方に関しての部分というのは、どういうことを聞かれるかというのはそちらにあるんでしょうけれども、今この時点で、全てもう誰も呼ばずに終わらせるというのは、なかなかしっかり百条委員会を設置してまでやって、まとめをする部分にはちょっとまだ不足しているんじゃないかなというふうに思っています。

寺門委員 百条委員会のこのメンバーだけでも、やっぱりいわゆる副委員長がおっしゃっての

代表質問で考えているんだなというふうに思うんですけども、それは何を聞くかわからないというのは、それはやっぱりまずいんじゃないですか。皆さん同じことを聞く場合もあるし、違うのもあるし、じゃ、もう、この点はもっとこういうふうにしてこういう聞き方をしましょうねという我々の議論が必要だと思うんですよ。いきなり次おいでいただいて、じゃ、これこれこれ 33 項目プラス 10 か 20 か知りませんが、聞いていって、これは相手に対しても失礼だと思いますよ。あらかじめもう聞く内容は一度調査は大体終わっているの、足りない部分をどうやって、あるいは最終決着に向かってどう決着をつけるんだというところについて聞いていくわけでしょうから、だとすれば、やっぱり皆さんにわかってもらって、これは聞くよねと、こういう聞き方でおかしくないよねというのはやっぱり必要だと思いますよ。だって、我々もメンバーも知らないし、代表だけの方がわかっていて、じゃ、これ聞きましたと言われても、我々のこの委員会はみんなで作っているんじゃないですか。それは副委員長、委員長に押しつけているわけでもないし、16 名全員でやるというのがこの会の最初のスタートだし、最後までそれでやらないとまずいんじゃないですか。

それは時期の問題は確かに私も言いましたけれども、やっぱり疑問点がある、ここは最後まできちんと聞いておかないとまずいよねというところは聞かないといけないでしょうし、それから評価して決着、結論、当然これは一致で一つではありませんから、たくさんの答えが出てきますので、委員会としてこういうふうに事実を確認しましたと、ついては今度、議会が受けて、議会で全体で、じゃ、この問題についてはこう決着しましょうということになるので、そこが 1 個 1 個踏んでいかないといけない手はずがあると思うんですよ。いきなり来週呼んで、じゃ、聞いて、じゃ、結論だという話にはならないと思います。

きょうだって、このままいったら、また来週、18 日、19 日でお呼びしてというところを考えると、やっぱり質問事項だけは聞いて、どうするというのはやっておいたほうがいいと思うんですけどもね、私は。

笹島委員 ちょっと現実的な話を聞きたいんですけども、まず、古川副委員長が前みたいに代表質問をするんだよね。それで、呼んでくる人に対して、できるだけ 37 の質問のうち……

副委員長 37 とは言っていません。三十数項目と言っただけです。今数えたら 30 でした。

笹島委員 じゃ、三十数項目のそれを一つ一つクリアしていって、我々委員は補足的な立場で質問してくださいという意味かな。やり方、手法というのは。ちょっとそれをきちんと次の、でないとぐちゃぐちゃになっているから。ちょっと示してください。

副委員長 今まで証人喚問も同じやり方をさせていただいたと思うんですが、今回も同様に考えています。先ほどのお話のように、これを聞かなきゃだめだろうというのが皆さんの中であれば、それは別に聞いていただければいいし、ただ、いきなり何をこっちが聞く

のかもわからないで、質問なんか事前に考えられないということもあるでしょうから、ですから先ほど言ったこの 51 枚にまとめたやつの中を皆さんぜひ目を通してくださいと。それは私が質問しようがしまいが、自分で質問したいものはまとめておくことはできますよね。だから、そういうふうにされたらどうでしょうかということが私からの提案です。やり方としては、今までの証人喚問と同じような形を考えています。

笹島委員 そうして行って、次の午後の部は今度はまとめていくわけだ。一応流れをつくっておかないと、やみくもに今言っただらだらしたことになっちゃって、時間と金の無駄になるから、どのほうに集約していくという、今のこうで代表質問をして行って、我々が補足の質問をして行って、それをまとめるわけでしょう。その日のうちにそれはまとめるわけでしょう。

(「まとまるかどうかはわからない」と呼ぶ声あり)

笹島委員 要するに、次のあれは濃縮をするわけでしょう。今は 30 項目あるけれども、そのあれをできるだけまとめてまとめてまとめて行って、それで結論できるわけでしょう。そうすると、その順番として、先ほど福田委員とか中崎委員が言ったこの疑問点について残りますけれどもというふうに明記していくわけでしょう、その報告書には。そういう形をとるわけでしょう。要するに、濃縮しなければ報告書ってこんなに広がってしまうから、できるだけ質問に対して回答がクリアできるようなあれを次にやるというわけでしょう。それでよろしいですか。

(複数の発言あり)

副委員長 例えば、じゃ、1つちょっと申し上げますね。今の答えていないということが1つ例を挙げます。富山委員が副市長に、このそもそもの問題はきちんと事前にアスベストが含まれているとか含まれていないとか、そういう調査をしなかったことが1つ大きな原因じゃないですかという質問をされているんです。なぜそれをしなかったんですかということに対して、副市長はお答えになっていないんですよ。そのときにどういう答弁をされたかというと、倒壊ということばかり出されても倒壊ばかりが危険ということじゃないですよという答弁をされているんです。今の富山委員の質問に対して答弁されたと皆さん思いますか、今の答弁で。思わないでしょう。だからそういうことをもう一回答弁されていないので、もう一回聞きますよという、そういうことなんですよ。そういうことの一つ一つの確認をしたいということなんです。

花島委員 それ疑問はいいですけども、大事なことですか、それ。私は全然大事だと思わない。それで、もう少し言わせて。もし本当に再度呼ぶんだったら、私はむしろ3人の寄附した方を再度呼びたいですよ。何を聞きたいかといったら、相続関係はどうなっていたのか。どういう手続をしたのか、しなかったのか。何を考えていたのか再度聞きたい。だけれども、それはもう私には頭の中で推測できているから、市の対応に対して、とやかく言うつもりもないので、再度聞きたいとは思わない。何が何でもというふうに。だ

けれども、皆さんがそのことでいろんなことをごちゃごちゃ突っ込むんだったら、私はその辺をクリアにするために、市が何を考えてどうやったかということを明らかにするために質問したいですね。

ただ、今言ったみたいに、こういうことを聞きたいと言ってほしいですよ。質問項目を。さっきも私も何度も言っていますよね。それはあくまでも断るならいいですよ、本当に。私は再度言いますが、再度呼び出すのに反対です。そんなことしかないんだたら。

副委員長 それは私、何度も言っていますように、皆様方で議論していただいて、くれということであれば幾らでもお出ししますよと言っていますので、皆さんどうぞその点についてもご議論をお願いしたいと思います。

それで、今の相続についても、そんなことどうでもいいとおっしゃいますけれども、それは花島委員はどうでもいいと思っているのであって、私は重要だと思って聞きたいわけです。だから自分にとって重要だと思うことは私が質問を終わった後に聞けばいいじゃないですか。

花島委員 質問して、なぜアスベストの調査をしなかったかというのに答えがなかったということに対して、本当に大事だと思ったら何で突っ込んで聞かなかったんですか。私の質問に対する答えになっていませんと。調査しなかったって、した理由というのはあるかもしれないけれども、しなかった理由なんていうのは、そもそもそれを思いつかなかっただけの話であって、説明やなんかしようがないことが多いでしょう。そういう意味で、私は余り重要じゃないと言っているんですよ。だから、この建物は絶対アスベストがないと思ったから調査しなかったとか言うと思いますか。多分そうじゃないでしょう。アスベストのことなんて思いがよらなかっただけでしょ、きっと。それを言わなかっただけの話じゃないですか。

大和田委員 何からちが明かないような感じになっちゃうので、聞いていれば、例えば先ほどの三十数項目をもう見せていただいて、皆さんも呼ぶ、呼ばないが出てくると思っていますので、出していただいてから、呼ぶ、呼ばないを決めるのもいいのではないかなと思うんですけど、どうでしょうか。

福田委員 この百条委員会というのは、これは特殊だね。なぜかといえば、委員の皆さんの意見、質問、そういうことじゃなくて、副委員長だけの質問で今回もやっていくの。ほかの委員は何。どういうことなんだろう。

(「副委員長の後、皆さんの聞く機会はあるでしょう」と呼ぶ声あり)

福田委員 ちょっと俺は疑問に思うな。

花島委員 質問内容を示さなければ反対だという立場は変わらないので、最後に一言だけ、私言っておきたい。会議をやるときに、そもそも古川副委員長みたいに皆さんがおっしゃるならというような話じゃないですよ。私は要求しました。質問項目を出してください

と。ほかの委員も同じようなことを言いました。そうしたら、普通はすぐ出すのが普通ですよ。例えば休憩時間 10 分ください。コピーしますとか。私はそのやり方は全く理解できないですね。私は今までいろんな場で会議やってきましたけれども、そういうのは本当に普通はやらないですよ。普通の会議のやり方じゃない。みんなで議論してやるといふ。誰かに一任なんていうのは、任せられると思っているから一任するんであって、一任するのが正しいんじゃないんですよ。それではまずいと思ったときは直ちに、少なくとも会議の中で1人、2人言っただけで、もうその一任なんていうのは解除するといふのは近代的な会議のやり方だと私は思っています。

以上です。

副委員長 すみません、出さないと私、一言も言っていないんです。だから、皆さんでどうですかと、皆さん、必要があればお出ししますよと私言っているじゃないですか。だから皆さんご議論いただきたいんですよ。俺は言っているのに何で出さないんだと言われても……

花島委員 違います。私が言いたいのは、皆さんがじゃないんですよ。誰か1人が出せと言ったら出すのが当たり前だと言っているんです。それが会議のやり方なんですよ、本来の。だって、皆さんに出されもしないで、これについて議論して、やるかやらないかやると、それは一任できると思っているときはそれでいいですよ。でも、一任できないと思っているときは出すというのが当たり前で、そもそも皆さんに諮るような話じゃないって私言っているんですよ。

中崎委員 今、花島委員も寺門委員も、それから大和田委員も、やっぱり資料が欲しいというんだから、やっぱり出してやったら。

助川委員 これ何か委員会の論点からずれた委員会のあり方、今議論になっちゃっていますけれども、今回、最終を目指してやるわけですから、全員にまずご意見を求めて、最終日に、その後、それに漏れていた部分を委員長、副委員長が聞いていただくような形というのはやり方としてはどうなの。最初にじゃなくて。最初に委員長が代表で質問していただくじゃなくて、委員さん全員から質問をいただいて、それは前もって、もちろん今までの質問内容を見ておかなくてはならないですよ、質問する方は。同じ答弁を求めるといふか質問をしないようにするために。それで、漏れた部分は副委員長が質問するといふようなやり方といふのはどうですか。

それは、そういうふうにするのは、正副委員長って取りまとめの立場だから、だから委員会の場合は、委員さん方お一人お一人の思いとか意見、考え方を出していただくのがまずは優先的に考えていただかないと、委員会としてのあり方がどうなのかなといふことの議論になっちゃいますから、そういうことを取り計らっていただければといふふうにするんですけども、どうですか、その辺のところは。

委員長 要するに、この三十数項目にわたる質問の内容をこの場で委員の皆さんに公表すべき

かどうかという話をまずお諮りします。

福田委員 それは当然だよ。何の委員会よ。正副だけが牛耳っているの。そういうふうを受けとめられちゃうよ。

副委員長 ですから、必要だ必要だ必要だとお配りしますよと私言っているんだから、皆さん今みたいにおっしゃっていただければいいんです。それがいいから、だから皆さんはもしかして、出す必要ないと思っているのかなと思っちゃったから。

(「考え過ぎだよ、それは」ほか複数の発言あり)

委員長 暫時休憩します。

休憩 (午後 2 時 52 分)

再開 (午後 3 時 05 分)

委員長 それでは、再開をいたします。

1 つお伺いをいたします。今コピーをお手元に渡したのは、個人情報相当含まれておりますので、これに関するご意見と答弁が多分これから始まることになるかと思えますから、秘密会にしたほうがいいのかと思うんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 よろしいですか。

それでは、ただいまより秘密会といたします。

(秘密会)

委員長 それでは、これにて閉会といたします。長時間にわたりましてご苦勞さまでした。

閉会 (午後 3 時 59 分)

平成 30 年 11 月 15 日

那珂市議会 菅谷地内旧歯科ビル及び土地の寄附に関する調査特別委員会委員長

綿引 孝光